

## 資料E 長期優良住宅化リフォーム調査資料

調査対象工事に該当するか否かは、平成29年国土交通省告示第279号に従い、それぞれ以下の判断基準に基づいて判断するものとする。

### 1. 小屋裏の換気性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの(木造、鉄骨造)

#### (1) 小屋裏の壁のうち屋外に面するものに換気口を取り付ける工事

開口開け、換気口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事等が想定される。

#### (2) 軒裏に換気口を取り付ける工事

開口開け、換気口取付け、有孔ボード取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、有孔ボードの場合の塗装工事等が想定される。ただし、軒裏に換気口を取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。

#### (3) 小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事

開口開け、換気棟取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事等が想定される。ただし、小屋裏の頂部に排気口を取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。

### 2. 小屋裏の状態を確認するための点検口を天井又は小屋裏の壁に取り付ける工事(木造、鉄骨造)

開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、クロス工事等が想定される。

なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、小屋裏点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

### 3. 外壁を通気構造等とする工事(木造)

既存の外壁解体・撤去、透湿防水シート設置、通気胴縁取付け、外壁材取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁の断熱材の交換・設置工事等が想定される。

なお、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分に評価方法基準第5の3の3-1(3)イ①a(ii)に規定するK3相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

### 4. 浴室又は脱衣室の防水性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの(木造)

#### (1) 浴室を日本工業規格A4416に規定する浴室ユニット又はこれと同等の防水上有効な措置が講じられたものとする工事

既存の浴室解体・撤去、既存の床・壁のはつり、コンクリート土間打設、浴室ユニット設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う給排水設備工事、ガス・電気工事、下地工事等が想定される。ただし、浴室ユニット設置工事と併せて行

う給湯器取替工事は含まれない。

(2) 脱衣室の壁に耐水性を有する化粧合板その他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事

既存クロス撤去、既存合板等撤去、下地工事、ビニルクロス貼り、耐水化粧合板等貼り等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う幅木設置、脱衣室内の各種設備の取り外し・再設置工事等が想定される。

(3) 脱衣室の床に塩化ビニル製のシートその他の防水上有効な仕上材を取り付ける工事

既存フローリング撤去、既存シート等撤去、下地工事、耐水フローリング貼り、塩化ビニルシート等貼り等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う幅木設置、脱衣室内の各種設備の取り外し・再設置工事等が想定される。

なお、(1)～(3)のいずれについても、施工前に浴室・脱衣室の所定の部分が通気構造等となっている等又はK3相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、浴室・脱衣室に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

**5. 土台の防腐又は防蟻のために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの(木造)**

(1) 土台の防腐処理又は防蟻処理をする工事

防腐・防蟻薬剤の塗布、吹き付け等の工事が想定される。

なお、施工前に土台の所定の部分に所定の樹種の製材等が用いられている木造の住宅については、下記②を除き土台に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

(2) 土台に接する外壁の下端に水切りを取り付ける工事

水切りの設置工事、既存の外壁の解体・撤去・貼り替え等の工事が想定される。

**6. 外壁の軸組等に防腐処理又は防蟻処理をする工事(木造)**

防腐・防蟻薬剤の塗布、吹き付け等の工事が想定される。

なお、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分に所定の小径や樹種の製材等が用いられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準のうち防腐・防蟻に係るものを既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。また、施工前に外壁の軸組等のうち所定の部分にK3相当以上の防腐・防蟻処理等が講じられている木造の住宅については、外壁の軸組等に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

**7. 床下の防湿性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの(木造、鉄骨造)**

(1) 床下をコンクリートで覆う工事

コンクリート打設、既存の床の撤去・復旧等の工事が想定される。

なお、(1)②の地盤をコンクリートで覆う工事に該当するものは、床下と同等以上の範囲を施工することとなるため、本号の工事から除かれている。

(2) 床下を厚さ0.1mm以上の防湿フィルム又はこれと同等の防湿性を有する材料で覆う工事

防湿フィルムの敷設等の工事や、一体工事としてこれに伴って行う床の撤去・復

旧、乾燥砂利敷き等の工事が想定される。

## 8. 床下の状態を確認するための点検口を床に取り付ける工事（木造、鉄骨造）

開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、床仕上げ工事等が想定される。

なお、施工前に所定の防錆措置が講じられている鉄骨造の住宅については、認定基準上、床下点検口の設置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

## 9. 雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事（木造）

雨どいの設置等の工事や、一体工事としてこれに伴って行う軒先流下水による雨はねを防止するための砂利、芝生の敷設等の工事が想定される。ただし、雨どいを軒又は外壁に取り付ける工事と併せて行う屋根の葺き替え工事は含まれない。

なお、雨どいの設置により基礎に係る認定基準を満たすためには、認定長期優良住宅建築等計画に所定の点検間隔が記載されている必要があることから、当該記載がある場合に限られる。また、施工前に基礎等の高さが400mm以上である木造の住宅については、基礎に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

## 10. 地盤の防蟻のために行う工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造）

### (1) 防蟻に有効な土壌処理をする工事

基礎の内周部等への薬剤の散布等の工事が想定される。ただし、薬剤を含む餌を住宅周囲に設置するベイト工法等の工事は含まれない。

### (2) 地盤をコンクリートで覆う工事

コンクリート打設、床の撤去・復旧等の工事が想定される。

なお、べた基礎等以外のコンクリート打設により地盤に係る認定基準を満たすためには、認定長期優良住宅建築等計画に所定の点検間隔が記載されている必要があることから、当該記載がある場合に限られる。

なお、(1)及び(2)のいずれについても、北海道等に所在する木造の住宅については、地盤に係る認定基準上、防蟻措置は求められていないため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。また、施工前に基礎の内周部等の地盤がべた基礎等のコンクリートで覆われている木造の住宅については、地盤に係る認定基準を既に満たしているため、当該住宅について行う工事は本号の工事から除かれている。

## 11. 給水管、給湯管又は排水管の維持管理又は更新の容易性を高める工事であって、次のいずれかに該当するもの（木造、鉄骨造、鉄筋コンクリート造等）

### (1) 給水管又は給湯管を維持管理上有効な位置に取り替える工事

給水管・給湯管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁、床、天井の撤去・復旧等の工事が想定される。

(2) 排水管を維持管理上又は更新上有効なもの及び位置に取り替える工事

排水管に係る既存配管撤去、配管設置等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う壁、床、天井の撤去・復旧等の工事が想定される。

(3) 給水管、給湯管又は排水管の主要接合部等を点検し又は排水管を清掃するための開口を床、壁又は天井に設ける工事

開口開け、開口補強、点検口取付け等の工事や、一体工事としてこれらに伴って行う下地工事、クロス工事等が想定される。

なお、配管に係る認定基準上、床等への開口設置が求められているのは、主要接合部等や掃除口が隠れている場合であるから、本号の工事は当該場合に限られる。また、2の小屋裏点検口又は8の床下点検口の設置工事に該当するものは、主要接合部等の点検口等よりも広い範囲を点検可能とするものであるため、本号の工事から除かれている。